

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日、
日曜日は、
休む)

目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
とがある旨の告示(中小企業課)
保安林の指定の解除(森林保全課)
- ◇ 告 示 保安林の指定の解除(森林保全課)
開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)
- ◇ 告 示 行政書士試験の実施(市町村振興課)

告 示

鳥取県告示第五百三三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成七年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字西浜一七五七の七八四
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 有限会社パープル電器	届出に係る建物の名称 ベスト電器新倉吉店	届出に係る建物の所在地 倉吉市清谷七〇二外
----------------------	-------------------------	--------------------------

一 開発許可の年月日及び番号
平成七年四月二十七日 鳥取県指令鳥土維第三五号

二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市安長字外河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市安長六三五―一
株式会社徳田商店
代表取締役 徳田 忠志

鳥取県告示第五百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号
平成七年四月二十日 鳥取県指令米土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市東福原五丁目七一五―一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市米原五丁目五一―七
株式会社ウチダレック
代表取締役 内田 良一

鳥取県告示第五百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号
平成六年九月十二日 鳥取県指令受都計三一―第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市夜見町字砂濱三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市夜見町三〇七七

塩谷林業株式会社

取締役社長 塩谷 雄司

鳥取県告示第五百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年四月二十八日 鳥取県指令都計三二一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字旧道西一九二四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市塚島町一―一―二二

積水ハウス山陰株式会社

代表取締役 大橋 孝司

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、平成7年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成7年7月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成7年10月22日(日)午後1時から午後4時45分まで

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館

3 試験の方法

次の事項について筆記試験により行う。

(1) 行政書士の業務に必要な法令

行政書士法(同法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法學概論の中から適宜出題する。

論の中から適宜出題する。

(2) 一般常識

(3) 論述(800字)

4 受験資格

次のいずれかに該当するものであること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状態により必要な措置がとられることがあるので、受験申込みに先立って早めに相談すること。

6 受験願書の受付の期間及び時間

(1) 期間

平成7年9月1日(金)から同月20日(水)までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、受け付けない。

なお、郵送による場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書することとし、平成7年9月20日(水)までの消印があるものに限って受け付ける。

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

7 受験願書の提出先

郵便番号680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部市町村振興課(鳥取県庁本庁舎3階)

8 受験願書の添付書類

(1) 履歴書 (市販のもの)

(2) 受験資格を有する者であることを証明する書類 (卒業証明書等)

(3) 写真 (出願前1年以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので名判判 (縦90mm、横50mm) のもの)

9 受験手数料及び納付方法

受験手数料は6,600円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 受験票の交付

受験申込書に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

11 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、平成8年1月第3週に鳥取県公報により公表し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知し、行政書士試験合格証を交付する。

12 その他

(1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において平成7年8月1日 (火) から交付する。

鳥取県総務部市町村振興課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東蔵城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市鞆町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書し、鳥取県総務部市町村振興課あてに請求すること。その場合80円切手をはったあて先明記の長形3号 (縦120mm、横235mm) の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験開始後の遅刻者の取扱い

試験開始後30分以上の遅刻をした者は、入室を認めない。

(3) 問い合わせ先

鳥取県総務部市町村振興課行政係 (電話0857-26-7089)